

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表八件

福島県監査委員

監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成27年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年 2月14日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 28人第1887号
 平成29年 1月18日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 ㊟

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成27年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措 置 の 内 容
1-2 新生児聴覚 検査支援事 業 （報告書51 頁）	【指摘事項】 精密聴覚検査機関への紹介について 実施要綱第7にて、「検査の結果、精密聴覚検査が必要と認められた新生児については、新生児聴覚検査精密検査依頼票（様式第5号）により精密聴覚検査機関へ紹介するものとする。」とされているが、精密聴覚検査	県内の検査体制や、検査後のフォロー（精密検査等）については、別途「新生児聴覚検査の手引き」の改正により対応するため、要綱については、補助金に関係する部分のみについて記載することとした。

	<p>機関以外の医療機関を紹介している事例が4件中3件あった。趣旨は、精密聴覚検査事業の密接な連携を図ること（実施要綱第9）から、精密聴覚検査機関以外の医療機関を紹介することは、実施要綱の趣旨に反するものとなる。</p>	
<p>1-8 子ども・子育て支援新制度移行推進事業 (報告書79頁)</p>	<p>【指摘事項】 補助金に係る消費税等の確認について 福島県保育緊急確保事業費補助金及び福島県安心こども基金特別対策事業補助金の交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検討していない。 財政課長より「補助金に係る消費税の取扱いについて（通知）」が発出され、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額について、補助金交付先の事業者等が消費税の納税にあたり税額控除をした場合は、当該相当額を返還（又は減額交付）させる必要がある旨の通知を行っているが、依然として是正されていない。 消費税は今後10%に引き上げられる予定であり影響額が大きくなることから、補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の返還（又は減額交付）の事務が適正に行われるよう体制を整備する必要がある。</p>	<p>事業申請時に課税業者であるかどうか書面を提出させて確認するとともに、事業精算後にも消費税の仕入税額控除の有無を書面を提出させて確認することとした。</p>
<p>1-11 ふくしまキッズ夢サポート事業 (報告書90頁)</p>	<p>【指摘事項】 消費税の取扱いについて 事業補助金交付要綱では、消費税の取扱いについて、「消費税仕入控除税額について返還を求めることができる」と規定しているが、申請時も実績報告時についても返還の可能性を検討していない。 指摘の具体的な内容は、事業No.1-8の記載と同様である。</p>	<p>事業申請時に課税業者であるかどうか書面を提出させて確認するとともに、事業精算後にも消費税の仕入税額控除の有無を書面を提出させて確認することとした。</p>

(監査総務課)